

(仮称) 能代港洋上風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 4 月

秋田洋上風力発電株式会社

【目 次】

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	3
別紙1	8
別紙2	9
別紙3	10

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 30 年 2 月 8 日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載

平成 30 年 2 月 8 日（木）付の秋田魁新報（朝刊）および北羽新聞（朝刊）に公告を掲載した。

（別紙 1 参照）

② 事業者のウェブサイトへの掲載

平成 30 年 2 月 8 日（木）から、事業者のウェブサイトにお知らせを掲載した。

（別紙 2 参照）

(3) 縦覧場所

① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・能代市役所第一庁舎（1 階）行政情報コーナー
- ・能代山本広域交流センター

② 事業者のウェブサイトへの掲載

- ・ <https://www.eco-power.co.jp/assess/noshirokou3.html>

（別紙 2 参照）

(4) 縦覧期間

① 縦覧期間

平成 30 年 2 月 8 日（木）から平成 30 年 3 月 9 日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

② 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中は終日アクセス

可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

総縦覧者数（縦覧者名簿記載数）は 2 名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

- ・能代市役所第一庁舎（1 階）行政情報コーナー : 2 名
- ・能代山本広域交流センター : 0 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 秋田市

① 開催場所

能代山本広域交流センター 第 1 研修室

② 開催日時

平成 30 年 2 月 18 日（日）午前 10 時 30 分から午後 0 時まで

③ 来場者数

8 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書（別紙 3 参照）の提出を受付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 2 月 8 日（木）から平成 30 年 3 月 23 日（金）まで
（郵送の受付は、当日消印まで有効とした）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函
- ② 事業者への郵送または電子メールによる提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 2 通（2 名）で計 15 件であった。

- ① 意見箱 : 0 通
- ② 郵送、電子メール : 2 通（県内 0 通、県外 2 通）

第 2 章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 2 通（2 名）で計 15 件であった。

「環境影響評価法」第 19 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 第 12 項の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下の通りである。

表 1 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1	欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。 環境影響評価においては生息種の存在を確認することが基本かつ重要であるが、コウモリ類の調査を全く行わなかった理由を述べよ。 県外在住 a 氏	方法書段階において、鳥類・動物全般の専門家である大学名誉教授から、「コウモリ類は昆虫食であることから採餌のために洋上へ行くことはほとんどない。男鹿半島と能代港間の移動もほとんど無いので、影響は無い。」と助言を得ております。 これに基づきコウモリは調査項目に選定しないとして方法書を届出、縦覧、説明会開催、意見募集、県審査会、経産省顧問会等を実施しておりますが、コウモリの調査をするべきであるとの意見・勧告は、一般住民、市、県、国等からは全く出ず、平成 28 年 8 月の大臣勧告をもって方法書段階は完了しました。 当該事業のアセスにおいては、上記の然るべき審査手続きを経て承認された方法書にて各種調査項目の検討を行った結果、コウモリ類の現地調査を選定しておりません。
2	海外ではコウモリ類が沿岸や洋上を飛翔していることはすでに知られており、国内でも採餌や移動で洋上を飛翔していることが明らかになっている。このような事例を把握しているのか見解を述べよ。 県外在住 a 氏	本方法書の届出を行った平成 28 年 3 月時点で、準備書以降の段階（現地調査結果が公開されている段階）まで進んでいる洋上風力発電に係る環境影響評価は 2 件であり、そのうち 1 件（青森県）にてコウモリの現地調査を実施

資料3-2-3

平成 30 年 4 月 26 日 風力部会資料

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		していますが、調査結果によると、洋上においてコウモリ類は確認されておりました。 その後、新たに 2 件（北海道、山口県）の準備書が公開され、2 件ともコウモリの調査が実施されており、山口県の案件では洋上においてアブラコウモリおよびオヒキコウモリが 1 個体ずつ確認されたことを把握しています。
3	ヒアリングを行った「大学名誉教授（鳥類、動物・環境全般）」は「コウモリ類は昆虫食であることから採餌のため洋上へ行くことはほとんどない。男鹿半島と秋田港間の移動もほとんど無いので、影響はない」と断言しているが意味不明である。沿岸域は日中に海陸風が発生し、昆虫類は昼夜において飛翔を伴って移動拡散を行っている。この基本的な事象を鑑みれば、このような見解を述べることはできない。環境についても昆虫類の生態についても知識のない鳥類の専門家の意見を付度すべきではない。 県外在住 a 氏	ヒアリングを行った鳥類・動物全般の専門家は、県内におけるコウモリ調査の実績を有しています。 しかしながら、当該専門家とは別に、新たにコウモリの専門家にヒアリングを行い、必要に応じて事後調査等について検討する方針です。
4	ヒアリングを行った「大学名誉教授（鳥類、動物・環境全般）」は明らかにコウモリ類についての知識も不足している。先に述べたすでに明らかとなっている論文類を把握していない。すなわちヒアリング対象としてふさわしくない。コウモリ類については少なくとも哺乳類の論文執筆経験がある専門家に改めてヒアリングを行うこと。 県外在住 a 氏	
5	本準備書は環境（コウモリ類の存在）への配慮が不備であることから、少なくとも 1 年間コウモリ類の現地調査を実施する必要がある。 県外在住 a 氏	計画段階の環境配慮書意見を踏まえ、平成 28 年 3 月から、コウモリは調査項目に選定しないとして方法書を届出、縦覧、説明会開催、意見募集、県審査会、経産省顧問会等を実施しておりますが、コウモリの調査をするべきであるとの意見・勧告は、一般住民、市、県、国等からは全く出ず、平成 28 年 8
6	今後の方法書においてはコウモリ類の専門家意見を取り入れ、十分な経験と知識を持った者による適切な調査を実施し、定量的な予測・評価を行う必要がある。 県外在住 a 氏	

資料3-2-3

平成 30 年 4 月 26 日 風力部会資料

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
7	・ コウモリ類は洋上にもいる 近年の研究によりコウモリ類は鳥類同様に渡りも行い、洋上も飛翔していることが明らかとなっている。今後国内では、洋上風力発電施設が大量に建設される予定であり、コウモリ類への累積的影響が強く懸念される。コウモリ類は害虫を食べるので人間にとって益獣である。益獣が減れば住民にとって不利益が生じる。洋上風力発電施設でコウモリ類を殺さないでほしい。 県外在住 c 氏	月の大臣勧告をもって方法書段階は完了しました。 当該事業のアセスにおいては、上記の然るべき審査手続きを経て承認された方法書に基づき、各種項目の現地調査を 1 年間実施して、予測・評価検討を行ない、準備書段階に至っていることから、これまでの法に基づいた環境アセスメントの手続きに関して、重大な瑕疵はないと考えております。 しかしながら、新たにコウモリの専門家にヒアリングを行い、必要に応じて事後調査等について検討する方針です。
8	・ ヒナコウモリ科の 1 種には重要な種が含まれる 文献調査結果にある「ヒナコウモリ科の 1 種」にはヤマコウモリ、ヒナコウモリ、コヤマコウモリ、カグヤコウモリなど重要な種であるコウモリ類が多数該当する。しかし本準備書 P3-52 には、これらの重要な種について記載がなく、影響予測をしていない。 県外在住 c 氏	文献その他の資料調査において確認された動植物種から重要種を抽出する際、重要種及び一般種を含む「～科の 1 種」と記載されている場合は、種レベルの特定ができないことから除外しております（レッドリストでは科レベルの評価はしておりません）。 また、コウモリ類については、方法書届出の時点で、専門家ヒアリング結果や他の類似事例を参考に検討した結果、洋上に生息する可能性は低いと判断し、現地調査、予測及び評価を実施しておりません。 しかしながら、コウモリ類については、必要に応じて事後調査等について検討する方針です。
9	・ B 氏；大学名誉教授（鳥類、動物、環境全般）は、「コウモリ類は昆虫食であることから採餌のため洋上へ行くことはほとんどない。男鹿半島と能代港間の移動もほとんどないので影響は無い」などと述べているが、実際にはオキヒコウモリやモモジロコウモリなどコウモリ	ヒアリングを行った鳥類・動物全般の専門家は、県内におけるコウモリ調査の実績を有しています。 しかしながら、当該専門家とは別に、新たにコウモリの専門家にヒアリング

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	類が洋上を飛翔している事例がある。ヨーロッパの文献にも洋上を渡るコウモリについて記載がある。「コウモリ類は洋上に行くことはほとんどない」というのはB氏の主観に過ぎず「適切ではない」。 県外在住 c 氏	を行い、必要に応じて事後調査等について検討する方針です。
10	・B氏；大学名誉教授（鳥類、動物、環境全般）は、「コウモリ類は昆虫食であることから採餌のため洋上へ行くことはほとんどない。男鹿半島と能代港間の移動もほとんどないので影響は無い」などと述べているが、「男鹿半島と能代港間の移動もほとんどない」のは、コウモリ類について調査をしていないことが原因ではないか。「男鹿半島と能代港間の移動もほとんどない」という根拠を述べない限り、このB氏の主張は「適切ではない」。 県外在住 c 氏	
11	・B氏；大学名誉教授（鳥類、動物、環境全般）は、「コウモリ類は昆虫食であることから採餌のため洋上へ行くことはほとんどない。男鹿半島と能代港間の移動もほとんどないので影響は無い」などと述べているが、仮に「男鹿半島と能代港間のコウモリ類の移動がほとんどない」ことが事実だとして、「コウモリ類への影響は無い」と言い切るには「根拠が薄い」。 県外在住 c 氏	
12	・B氏；大学名誉教授（鳥類、動物、環境全般）の発言は主観的で、不適切な点があり信用できない。専門外の専門家意見が必ずしも正しいとは限らない。これはハロー効果と言う錯覚である。バットストライクについて知識のある「コウモリ類の専門家」の意見を聞くべきではないのか。 県外在住 c 氏	
13	・「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができると書いてある。先行研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェ	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」には、「本書が対象とする事業実施想定区域は陸域である。」と記載されています。 洋上風力発電事業に係るコウモリの環境保全措置は確立されていないため、新たにコウモリの専門家にヒアリングを行い、必要に応じて実行可能な範囲

資料3-2-3

平成 30 年 4 月 26 日 風力部会資料

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	ザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明している。 県外在住 c 氏	内の対応について検討する方針です。
14	・洋上にもコウモリ類がいることは明らかである。しかし本準備書はコウモリ類の予測評価を一切行っておらず、重大な瑕疵がある。至急、バットストライクについて知識のある「コウモリ類の専門家」の指導のもとで現地調査を行い、予測評価を行うこと。 県外在住 c 氏	計画段階の環境配慮書意見を踏まえ、平成 28 年 3 月から、コウモリは調査項目に選定しないとして方法書を届出、縦覧、説明会開催、意見募集、県審査会、経産省顧問会等を実施しておりますが、コウモリの調査をするべきであるとの意見・勧告は、一般住民、市、県、国等からは全く出ず、平成 28 年 8 月の大臣勧告をもって方法書段階は完了しました。 当該事業のアセスにおいては、上記の然るべき審査手続きを経て承認された方法書に基づき、各種項目の現地調査を 1 年間実施して、予測・評価検討を行ない、準備書段階に至っていることから、これまでの法に基づいた環境アセスメントの手續きに関して、重大な瑕疵はないと考えております。 しかしながら、新たにコウモリの専門家にヒアリングを行い、必要に応じて事後調査等について検討する方針です。
15	・意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。 県外在住 c 氏	法的には概要を記載することと定められていますが、本書では、頂きました意見は要約せず、評価書で全文公開いたします。

「(仮称)能代港洋上風力発電事業 環境影響
評価準備書」の縦覧と説明会について

「環境影響評価法」に基づき準備書の縦覧と説明会を開催し、広く皆様のご意見を募集いたします。

一、事業者の氏名及び住所

・秋田洋上風力発電株式会社
代表取締役社長 幾島 渉

〒103-6060

二、事業の名称(仮称)能代港洋上風力発電事業

種類／風力(洋上)

規模／出力 最大8万8200キロワット

三、対象事業実施区域／秋田県能代市

能代港湾区域内(面積約6.6km²)

四、縦覧の場所／能代市役所第一庁舎(1階)

行政情報コーナー、能代山本広域交流センター

期間／平成30年2月8日(木)から平成30年3月9日(金)まで
時間／土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで
次のウェブページでもご覧いただけます。

<https://www.eco-power.co.jp/assess/noshirokou3.html>

五、説明会の場所／能代山本広域交流センター

第1研修室

日時／平成30年2月18日(日)午前10時30分から12時

六、意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からの意見を

書面により提出することができます。左記の問

い合わせ先へ郵送(当日消印有効)もしくは電子

メールにて送付くださるか、縦覧期間中は各縦覧

場所に意見箱を備え付けておりますのでご投函

ください。

受付期間／平成30年2月8日(木)から

平成30年3月23日(金)まで

七、問い合わせ先／エコ・パワー株式会社 事業開発2部

(担当)大久保

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1

TOC大崎ビルディング

電話03(5487)8563

電子メール jigyokaihatu@eco-power.co.jp

秋田魁新報、北羽新聞(平成30年2月8日 朝刊)

[事業内容](#)[企業情報](#)[発電所情報](#)[知る・楽しむ](#)[お知らせ](#)[お問い合わせ](#)[採用情報](#)[JP](#)[EN](#)



お知らせ

[ホーム](#) > [お知らせ](#) > お知らせ詳細

（仮称）能代港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書の公表及び縦覧及び住民説明会の開催について

2018.02.08

（仮称）能代港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書の公表及び縦覧及び住民説明会の開催について

2018年2月8日
秋田洋上風力発電株式会社

「（仮称）能代港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」（以下、準備書）を、環境影響評価法に基づき公表します。

・準備書は、2018年2月8日（木）～2018年3月9日（金）の期間中は閲覧が可能です。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

・準備書に掲載される情報（文書、資料、画像等を含む）に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。
個人の私的利用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用（複製、改変、転送、配布、サイトへの転載等を含む）することは、著作権法により禁止されており、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

・閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。

<準備書>

[【能代港】準備書（1章 事業概略）](#)

[【能代港】準備書（2章 事業計画）](#)

[【能代港】準備書（3章 周辺状況）](#)

[【能代港】準備書（4章 配置案）](#)

[【能代港】準備書（5章 風速・風向・風高調査結果）](#)

[【能代港】準備書（6章 方法書意見）](#)

[【能代港】準備書（7章 方法書報告）](#)

[【能代港】準備書（8章 アセス手法）](#)

[【能代港】準備書（9章 大気影響）](#)

[【能代港】準備書（10章 10.1.1 騒音）](#)

[【能代港】準備書（10章 10.1.2 水質）](#)

[【能代港】準備書（10章 10.1.3 動植物）](#)

[【能代港】準備書（10章 10.1.4 動物）](#)

[【能代港】準備書（10章 10.1.5 植物）](#)

[【能代港】準備書（10章 10.1.6 景観）](#)

[【能代港】準備書（10章 10.1.7 廃棄物）](#)

[【能代港】準備書（10章 10.2-4 総合評価）](#)

[【能代港】準備書（11章 配置案意見）](#)

[【能代港】準備書（12章 検討経緯）](#)

[【能代港】準備書（13章 委託業者）](#)

[【能代港】準備書 要約書](#)

[【能代港】意見用紙](#)

<準備書の縦覧>

縦覧場所：能代市役所第一庁舎 1 階行政情報コーナー
能代山本広域交流センター

縦覧期間：2018年2月8日（木）から2018年3月9日（金）まで
時間：午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）

意見受付期間：意見書は縦覧期間の開始より2018年3月23日（金）までに備え付けの意見投函箱に入れていただくか、下記の問合せ先へ郵送もしくは電子メールにて送付ください。

<住民説明会>

開催日時：2018年2月18日（日）午前10時30分～午前12時
開催場所：能代山本広域交流センター 第1研修室

<お問い合わせ先>

エコ・パワー株式会社 事業開発2部 大久保 電話：03-5487-8563
（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで〔土・日曜日及び祝祭日を除く。〕）
時間：午前9時00分から午後5時30分まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）
〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング
電子メール：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

ご意見記入用紙

＜問合せ先＞ エコ・パワー株式会社 事業開発 2部 大久保（担当）
〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC 大崎ビルディング
電話：03-5487-8563
電子メール：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 ※法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名	
ご 住 所 ※法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地	
準備書についての環境の保全 の見地からの意見 ※日本語により、意見の理由を含 めて記載してください。	

注3：ご意見は、平成30年3月23日（金）までにご提出ください。

資料3－2－3

平成 30 年 4 月 26 日 風力部会資料
